

建設経済常任委員会

平成21年11月16日（月曜日）

建設経済常任委員会

平成21年11月16日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管
事項

議案第12号 市道路線の廃止について

出席委員（6名）

委員長 嶋田 哲 純

副委員長 滑 川 公 英

委 員 嶋田 茂 樹

委 員 平 野 浩

委 員 林 七 巳

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（20名）

副 市 長 増 田 雅 男

商工観光課長 神 原 房 雄

農 水 産 課 長 林 清 明

建 設 課 長 北 村 豪 輔

都市整備課長 伊 藤 恒 男

下 水 道 課 長 佐 藤 邦 雄

農 業 委 員 会 長 伊 藤 浩

そ の 他 担 当 員 13名

農 務 局 長

職

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

主 任 主 事 飯 嶋 健 悟

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願い申し上げます。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。また、きのうは産業まつりのほうにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第12号、市道路線の廃止についての2議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

ご苦労さまでございます。

○委員長（嶋田哲純）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、市道路線の廃止についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（林　清明）　議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算のうち農水産課所管の部分について補足説明を申し上げます。

補正予算書の20ページをお開きください。20ページから21ページにかけてでございます。

6款1項3目農業振興費の247万2,000円の増は、水田農業構造改革事業補助金の増でありまして、県単の新規需要米拡大事業を活用し、生産調整協力者へ支援するものであります。これは、飼料用米、ホールクroppサイレージ稲、米粉用米を生産した農家に対しまして、10アール当たり3,000円を補助するものであります。今年のそれぞれの栽培面積は、飼料用米が約58ヘクタール、ホールクroppサイレージ稲が23.2ヘクタール、米粉用米が1.2ヘクタールで合計82.4ヘクタール、これで補助額247万2,000円となるものであります。

以上です。

○委員長（嶋田哲純）　ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純）　担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純）　特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、建設課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 議案第12号ですけれども、市道路線の廃止については、本会議で説明したとおりですのでよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 建設課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、市道路線の廃止について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管につきまして、3点報告をいたします。

1点目ですが、旭市商業振興連合会が去る4月に発売をしました期限付きプレミアム商品券につきましては、10月24日に6か月間の使用期限を迎えました。10月31日現在の換金率について報告をいたします。

発売総額2億2,000万円のうち換金額は2億1,528万5,000円、換金率は97.9%というふうになっております。加盟店は558店舗のうち換金店舗数は317店、割合につきましては57%でございました。業種別では、1位が飲料・食料品で5,923万3,000円、27.2%、2位はタクシー、ガソリン、自動車、自転車等で3,592万8,000円、17.1%、3位はサービス、娯楽、不動産、特殊専門で3,338万6,000円、15.8%でございます。地域別の換金店舗割合につきましては、旭地域が57.9%、飯岡地域が55.7%、海上地域が57.1%、干潟地域が52.3%というふうになっております。

6か月間のうちに2億2,000万円近くが市内商店で消費されたということで、地域にとって相当な経済効果があると考えております。発行元の商業振興連合会の役員の方々につきましても、この期限付きの商品券は地域経済にとってインパクトがあって効果的だったというような話を聞いております。

なお、未使用の商品券につきましては、市民の方の不利益にならないよう、プレミアム分を差し引いて通常の商品券と交換するというところでございます。

また、この期限付き商品券の終了を受けまして、通常の商品券を11月3日、4日に販売、すべて完売いたしました。販売総額は1億3,200万円、1万2,000セットで1人5セットまでの販売ということで、そして、今回の発売から購入票を導入しまして、より多くの市民の方々へ平等に行き渡るようにいたしました。この購入票の導入によるトラブルはなかったと聞いております。

1人当たりの購入枚数は4.8セットで、これからの歳末商戦に向けましてはずみがつくものと思います。

2 点目でございます。

中心市街地活性化対策について報告をいたします。

9 月議会で説明いたしました市役所通りと銀座通りの角地にあります空き店舗に入居しましたリサイクルショップに続きまして、銀座通りにあります旧おしゃれのひろやの空き店舗に骨董品店が契約をしまして、11月19日にオープン予定でございます。また、田町本町通りにあります旧東電の営業センター 1 階には、有機野菜を中心とした販売店が11月契約予定で12月オープンというふうに聞いております。これらは、旭市中心市街地活性化委員会の活動の成果であります。空き店舗解消はまだまだわずかでございますけれども、地域に及ぼす影響は大きいものがあります。商店街も相乗効果で、今まで以上ににぎわい、活気が出てくるものと期待しているところでございます。

3 点目になります。

長熊の釣り堀センターの入れ込み状況でございます。

5 月の春の釣り大会に落ち込みが出ました。その後、7 月から 8 月にかけて徐々に釣果が出てきております。9 月には、平成19年度、工事する前でございまして、それと比べまして 41.2%、284人の増の入れ込みを見たところでございます。また、10月18日に開催しました施設の無料開放のイベントにつきましても、釣果の回復によりまして、開設後最高の253人の入場者がありました。釣果のほうも 1 人で88枚を釣り上げたのを最高に、入場者全体の平均でも23枚という状況でございました。10月の入れ込みにつきましても、9 月を上回る 1,075人の入れ込みがあり、平成19年度と比較しますと60.9%、407人の増というふうになっております。11月 3 日には、恒例の秋のヘラブナ釣り大会を開催しました。当日は早朝、冷え込みましたけれども、晴天の中、遠くは東京都などから総勢211人の参加がありました。釣果のほうも全体的によく、優勝者の方は23キロ、60枚程度釣り上げるという盛況のうちに終了することができました。

次に、ヘラブナの放流でございますけれども、本年度は当初予算にて 4 トン、9 月の補正予算で 4 トンということで、合計 8 トンのヘラブナを購入いたします。放流は、無料体験の前の16日に 2 トン、その後、秋の釣り大会の前の10月30日に 2 トンを放流いたしました。残り 4 トンにつきましては、この後、11月、12月、2 回に分け、2 トンずつ放流する予定でございます。

議員の皆様にも、釣り堀のリニューアルをした中で釣果が出ない時期がございまして、いろいろとご心配をおかけしましたけれども、これで一安心と思っているところでございます。

利用者の皆さんにつきましては、9割が市外で1割が市内ということでございますけれども、今後も釣りマニアに愛される施設を心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から1点、ご報告をさせていただきます。

内容は、都市計画マスタープランの策定状況と今後の予定についてでございます。資料のほうをお配りしてございますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

この表は、上段がマスタープランの策定状況でございまして、下段は都市計画区域及び用途地域の見直しの予定を掲載したものでございます。

初めに、上段の都市計画マスタープランの策定についてであります。この事業は、ご案内のように、新市のまちづくりを一体的かつ総合的に進めるための指針となるものでございまして、平成19年度から3か年計画で策定を進めてきたものでございます。これまでの取り組み状況でございますが、表にありますように、初年度は都市の現況と課題を整理いたしまして、昨年度は全体構想の素案を取りまとめたものでございます。また、本年7月1日号の広報紙で市民にお知らせをしたところであります。また、併せて市のホームページにも掲載をいたしまして、市民からご意見をいただいていたところでございます。

今後についてでございますが、それぞれの地域の個性や特性を生かした地域別の構想を策定してまいりたいと考えておりますので、市民の声を聞かせていただくために、来る12月に旧市町単位4か所におきまして住民の説明会を予定しているところでございます。その後は都市マスタープラン策定委員会を2回ほど開催していただきましてご意見をいただく中で、市の諮問機関でもあります都市計画審議会に報告をいたしまして、3月末には都市計画マスタープランの策定を終了したい、このように考えております。また、議会は冊子ができ次第、報告をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

次に、下段の表であります。都市計画区域及び用途地域の見直しに当たってのスケジュールでございます。

平成22年度、来年度は、事前の調整といたしまして都市計画原案の作成、それから農林協議等を経まして、その後に法定の手続きに入りたい、このように考えております。最終的には、都市計画原案の縦覧、都市計画公聴会等、これは住民説明会であります。これらを経まして、諮問機関であります旭市都市計画審議会の議決をいただきまして、平成23年中に都市計画決定の告示を予定したい、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 農水産課からは、所管について2点ご報告申し上げます。

最初に、旭市農業振興地域整備計画の全体見直しの進行状況についてご報告いたします。

この見直し作業は、平成19年度から21年度までの3か年事業として進めてまいりました。平成19年度は、農振地域整備計画の基礎調査として、全農家を対象に農家意向調査を実施し、各種資料の収集、整理を行い、平成20年度は、現在紙ベースで管理しております農用地区域をデータベース化し、税務課で作成している土地マスターデータと突合し、地番図データを基に現況の土地利用図を作成いたしました。これに航空写真を重ね合わせ、農地1筆ごとの状況を確認したところであります。

本年度は、計画見直しの最終年度であり、年度当初より旭市農振計画の基本的な考え方等を県の指導を受けながら修正する形で協議を進めてまいりました。その結果、ほぼ協議がまとまりまして、10月9日に下協議書の提出をしたところであります。今後、県職員が現地確認等を実施し、県の関係各課の意見を踏まえながらさらに指導があるかとは思われますが、順調にいきますと、今月下旬に事前協議書を提出し、来年1月下旬には本協議と進み、その後、法手続きとしての市の公告、縦覧ということになり、これを終えますと、3月中旬ごろに県知事から同意をいただきまして、全体見直しが終了する予定であります。

それから、もう1点、産業まつりについて申し上げます。

議員の皆様にもご参加をいただき、大変盛況のうちに干潟と旭のまつりが終了いたしました。入り込み客数をご報告いたします。

8日のふるさとまつり・ひかた2009は、干潟八万石のもちと豊富な畜産品を中心に開催いたしましたして3万1,000人、それから昨日のいきいき旭・産業まつり2009は、花を中心に5万人の来場をいただきました。来週23日には、最後の海上産業まつりが開催されます。議員の皆様にも再度、ご家族お誘い合わせの上、ご来場いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課としまして、市役所敷地内に建設します旭中央ポンプ場の現在の状況を説明させていただきます。

平成21年6月開催の第2回定例会において議決をいただきました旭中央污水ポンプ場の工事につきましては、12月初旬から工事を着手いたします。

次に、工事内容等について説明させていただきます。

工事内容、旭中央污水ポンプ場につきましては、今年度から23年度までの3か年計画で工事を実施してまいります。建物の構造は、鉄筋コンクリートづくり、地下2階、地上2階となっております。平面的には13.5メートル掛ける11.1メートル、地下の深さは約17メートル、地上の高さは約10メートルの4層構造となっております。地下2階はポンプ室、地下1階は脱臭換気機械室、地上1階は自家発電機室、地上2階は電気室となっております。

なお、本工事は、本市が財団法人千葉県下水道公社に旭中央污水ポンプ場建設工事として委託契約したものであり、千葉県下水道公社が設計の作成から入札、契約業務、監督、検査等、一連の業務を本市の代行として行うものであります。

続きまして、入札・契約関係につきまして説明させていただきます。

入札日は平成21年9月16日、工事期間は平成21年9月18日から平成23年3月25日まででございます。請負業者は、飛島・畔蒜特定建設工事共同企業体でございます。

入札契約方式は、総合評価落札方式で、入札参加者数は3共同企業体でございます。ちなみに総合評価落札方式といいますと、工事金額、技術力を得点化いたしまして、最高得点を得た業者が落札したということでございます。ちなみに旭市内の業者が2社参加いたしました。

続きまして、施工方法でございます。お手元に配布しましたA3判の図面2枚を参考にお願います。

建設工事施工図、土留め工事施工図でございます。掘削工事に当たっては、事前に地中連続壁工法による土留め壁を築造します。そして、掘削深さが地下17メートル程度となり、JRの線路敷地に近接していることから、JRの運行に影響が出ないように安全性を確保しながら実施していく必要があります。このため、JR東日本と設計の段階から協議を行っており、工事中においても列車見張り員の配置や軌道敷の沈下等の計測管理を行うことにより安全性を確保してまいります。

なお、工事場所が本庁舎敷地内であることから、工事場所を高さ約3メートルのフラットパネル、いわゆる万能鋼板によって囲い、一般の方が入れないようにするとともに、来庁者に迷惑がかからないように実施してまいります。また、工事に伴う騒音、振動、地盤沈下、水質汚濁等の周辺への影響についても十分配慮して実施してまいります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） それでは、私のほうから改正農地法につきまして、概要について説明させていただきます。

現在この農地法につきましては、政令・省令・通知等の作成業務をしているわけなんです、農林水産省のほうでホームページに掲載されまして、そこにパブリックコメントという形で意見をとっているという段階です。主な概要につきまして4点、大きく言うとあります。それについて説明させていただきます。

まず、農地転用規制の強化ということが1点です。これはどういうことかといいますと、学校とか病院、公共施設もこれから農地法の許可対象になるということになります。それから罰則規定ですが、これは法人はですね、今までの違反適用が300万円であったというものが、今度は1億円という相当厳しい規制になるということになります。

それから2点目ですけれども、権利移動の規制の見直しということで、これは、今までは農業生産法人しか農地を持ってない、一般的な法人はですね。これからは、何とか建設株式会社とかいう生産法人以外の法人も、1人の方が農業生産をするということの条件、150日農業に従事するというような条件が整えば、農地を借り入れることができるという規制の緩和があります。それから、農業協同組合が、これから農業も実施できるという改正があります。

それと、今までは、北海道が2ヘクタール、ほかの県につきましては5反ですね、50アール以上持っていなければ農地を買ったりできない規制があったんですが、この下限面積の50アールを市町村の委員会の議決において下げることができると。例えば20アールと、20アールということは2反ですね、2反とか10アール、1反で農業の取得要件とするようなことができるという規制が定められました。

それから、3点目です。これは、農地の面的集積の促進ということで、これは一般質問の中で私のほうも回答したんですが、これは農水産課のほうと共同でこれから取り組んでいく事業なわけですけれども、面積の集積をするために市または農協、それからいろんな協議会を中心に、その団体がすべての土地の受け入れをする、要は貸したい、売りたいよという方の集約をします。それで、買いたい、借りたいという人の中間処理ですね、その辺の手続きを円滑に進めて、面積の集約化、それから集団化、その促進を図るということが第3点目です。

それから、最後になりますが、4点目といたしまして、遊休農地対策という形があります。

これは、現在私ども農業委員会のほうで、年に1回すべての農地を現地調査しなさいということで、9月からこれ始めております。そこで遊休地等あった場合には、その地権者に対していろいろ指導勧告をしたりして、やはり農地の有効化を促進するということでの調査が義務づけになっております。

今回のこの農地法の改正と合わせまして、先ほども農産課長のほうから話があったんですが、農業振興地域の整備に関する法律、この改正もありました。それから農業協同組合法の改正、それともう1点は、農業経営基盤強化促進法の改正という3つの同じく改正がありました。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 農水産課長にお聞きしたいんですけれども、農振地域の除外地域をもう来年3月中旬までに決定するというような話を聞いたんですけれども、現況の農振地域とこれからの農振除外地域の差というのはもう既に出ていると思うんですが、ちょっとお聞かせ願えればと。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対しまして、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほどの説明の中で、今、滑川委員ご質問のことがなかったのかということだと思うんですが、実は、先ほど農業委員会の局長のほうからも説明がありまして、農地法に合わせて農振法のほうの改正もあるということの中で、詳しい政省令、これがまだ出てこないという中で、県としても非常に慎重な態度で指導を、逆に言うと厳しい指導を受けているということで、現実には、現在の農振計画とほとんど差のないものになっております。

それは、例えば1筆じゃなくて面でこの場所は農振を抜きたいよというお話を何か所か実はしているんですが、その回答、指導としては、はっきりした計画がなければ見直して抜くことは、今回は遠慮しなさいということでありました。そのはっきりした理由はじゃ何だと言いましたところ、市の総合計画の土地利用ではまだ甘いぞと。例えば都市計画で用途の色

を塗ってある、当然塗ってあるところが農振のはずないんですが、あるいは、塗ることが決まっている、今協議中である。あるいは、例えば大きな商業施設がもう既に計画があつて、実施の見込みが立っている、そういうところ以外は今回は農振は抜かせないという指導がありまして、例えばサンモールの周辺ですとか、市としても抜きたいところは何か所か実はあったんですけれども、それについても今回の見直しの中ではやめろと、そういう指導がありまして、現実には1筆除外等の申請を上がってくる予定のもの、そういったところ三十数筆しか農振は抜けていないと、今回では抜けなかったということが実際であります。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 現実には、今皆さんどこを歩いてもそうですけれども、細切れになってしまっているんですね。開発されているすぐ隣が農振で、普通だったら当然除外になっているところが農振。こういうのはどう考えたっておかしいと思うんです。その辺の主張というのは、県に言うことはできないんですか。今の話だと現実ということが、この辺でも開発されているところとされていないところがあるわけでしょう。そういうことでどんどん細切れになっていくことであつて、今度そこに水道とか道路になってきたら、旭全体として困るわけですね。駄目なところは絶対駄目、これからも農振を続けていかななくてはしょうがないとか、そういうふうにはっきり決めてもらわないと、現実には五月雨的にどんどん家が建って開発されているわけでしょうよ。そういうことのために、農業がやりたくてもやれないというような現状があるんですね。周りにどんどん家が建ってきてしまっている。それで、現実をやってみたら、それは農振になっていました。その辺のことだったらもう、その地域が住宅とかアパートとかそういうのがいっぱい建っているんだったら、農振除外地すべきじゃないかと、私だけじゃなくて結構農家の人も思っているんです。やりたくてもこれだったらできないと。規模拡大もできないということで、その辺のことをはっきりもうちょっと、もしそうであれば、現状と同じであればおかしいと思うんですね。せつかく見直しするんであれば、見直しをするような方向で、旭としてはどう動くかというのは。もう3年もやっているわけですから、ぜひ私はやってもらいたいと思うんですが。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） おっしゃるとおり、抜くべき土地については抜きたいということ

で、何度も県と調整をしてまいりました。その結果、例えば今おっしゃったような農振から除外されて開発されたところがあつて、1筆農振の農用地が入って、その隣もさらに開発されているというような場所であっても、今回の見直しでは、そこに計画があるかどうかだということで指導がありました。したがって、計画のない土地については抜けていないということではありますが、ただ言えるのは、集落周辺、介在農地といわれるもの、本当に三方あるいは四方が既に外れてしまっているところ。そういうところについては抜けております。抜けるということになりました。ただ、二方が外れていて、片方に市道があつて反対側はみんな農地だというような場所については、その農地を含めて第1種農地という区分けだという判断をされまして、そういったところは抜けていないところがたくさんあると。抜きたくても抜けなかったということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

林委員。

○委員（林 七巳） 一つお尋ねしますが、カインズホームのところに今ガソリンスタンドの工事をしているんですけれども、あそこは工事、一時転用でもって駐車場をつくってやった経過があるんですけれども、その点の、一時転用はそんなに、何か月という単位でしょう。それが今になってガソリンスタンドができるということは、転用をまたやり直したんでしょうか。また、その一時転用でまだ使っている駐車場がありますけれども、あれは転用し直したんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） ちょっとその実際の許認可のやつが、実際分かりませんが、一般的には一時転用というのは3年です。3年を超えることはできません。3年後に本転用という形で延長されるというところがあります。ですから、一時転用、一時転用という形はないと思います。3年過ぎたら今度はもとに戻すか、農地に戻すか、恒久転用という形の許可をとるということになります。

（発言する人あり）

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） その一時転用後に新たに恒久転用という形でガソリンスタンドという転用許可をとったと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（嶋田哲純） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純